

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

公告	ページ
公の施設における指定管理者の募集(観光課)……………	1
教育委員会公告	
公の施設における指定管理者の募集(保健体育課)……………	2

公 告

県が設置する公の施設における指定管理者を次のとおり募集する。
平成十五年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
- | | |
|---------------|---|
| (一) 名称 | 秋田県立男鹿水族館(以下「水族館」といふ。) |
| (二) 場所 | 男鹿市戸賀塩浜字壺ヶ沢 |
| (三) 規模等 | 鉄筋コンクリート造地下一階地上三階、延床面積約八千三百平方メートル |
| (四) 主な施設 | 水槽二十四基(総容量約千三百トン)、ホッキョクグマ広場、企画展示室、研修室、シアター室、事務室 |
| (五) 展示する魚、海獣等 | ハタハタ、ホッキョクグマ、ペンギン、アシカ等約四百種一万点 |
| (六) 開設日 | 平成十六年七月中旬(予定) |

二 指定管理者が行う業務

- (一) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (二) 魚、海獣等の飼育に関する業務
- (三) 水族館の利用の促進に関する業務
- (四) その他知事が必要と認める業務

三 指定管理者の指定の期間

開設日から平成二十一年三月三十一日まで(予定)

四 指定管理者の指定を受けようとするものに必要な資格

- (一) 法人その他の団体であること。
- (二) 水族館内のレストラン及び売店を水族館と一体で運営することができるものであること。

五 申請の手続

- (一) 申請書類
- 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類
- (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、財産目録、貸借対照表及び収支決算書又はこれらに準ずる書類
- (3) 指定管理者の指定の期間に係る年度ごとの水族館の管理の実施計画書及び収支予算書

- (二) 提出場所
- 郵便番号〇一〇〇三四一 男鹿市船越字狐森百四十七番地
- 秋田県産業経済労働部観光課男鹿地域振興班(電話〇一八五 三五 二二五〇)

- (三) 提出期限
- 平成十六年一月二十三日(金)午後五時十五分まで

- (四) 提出書類
- なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

- (五) 指定管理者の候補の選定
- ののうちから指定管理者の候補を選定する。

- (六) 職員の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- (1) 職員の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- (2) 管理の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

- (七) 管理の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- (1) の計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

- (八) 選定は、平成十六年二月上旬に行い、その結果については、書面により速やか

- (九) 選定は、平成十六年二月上旬に行い、その結果については、書面により速やか

- (十) 選定は、平成十六年二月上旬に行い、その結果については、書面により速やか

- (十一) 選定は、平成十六年二月上旬に行い、その結果については、書面により速やか

- (十二) 選定は、平成十六年二月上旬に行い、その結果については、書面により速やか

- (十三) 選定は、平成十六年二月上旬に行い、その結果については、書面により速やか

- (十四) 選定は、平成十六年二月上旬に行い、その結果については、書面により速やか

- (十五) 選定は、平成十六年二月上旬に行い、その結果については、書面により速やか

- (十六) 選定は、平成十六年二月上旬に行い、その結果については、書面により速やか

- (十七) 選定は、平成十六年二月上旬に行い、その結果については、書面により速やか

- (十八) 選定は、平成十六年二月上旬に行い、その結果については、書面により速やか

- (十九) 選定は、平成十六年二月上旬に行い、その結果については、書面により速やか

- (二十) 選定は、平成十六年二月上旬に行い、その結果については、書面により速やか

- (二十一) 選定は、平成十六年二月上旬に行い、その結果については、書面により速やか

- (二十二) 選定は、平成十六年二月上旬に行い、その結果については、書面により速やか

- (二十三) 選定は、平成十六年二月上旬に行い、その結果については、書面により速やか

- 七 募集要項の交付
に通知する。
- 五(二)に掲げる場所で、秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する休日を除き、平成十五年十二月二十四日(水)から平成十六年一月二十三日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。
- 郵送で交付を求める場合は、二百円切手をはった返信用封筒を同封すること。

八 説明会

- (一) 日時
平成十六年一月八日(木) 午前十時
- (二) 場所
五(二)に掲げる場所
- (三) その他
説明会への参加を希望するものは、事前に九(五)に連絡すること。

九 その他

- (一) 指定管理者の候補の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (二) 指定管理者の候補に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (三) 水族館の利用料金は、県が定める上限額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、自己の収入として收受する。
- (四) 水族館の管理の業務に要する経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。
- (五) 問い合わせ先
秋田県産業経済労働部観光課男鹿地域振興班(電話〇一八五 三五 二二五〇)

教育委員会 公告

県が設置する公の施設における指定管理者を次のとおり募集する。

平成十五年十二月二十四日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

(一) 名称

秋田県立武道館(以下「武道館」という。)

(二) 場所

秋田市新屋字砂奴寄二番地の二

(三) 規模等

鉄筋コンクリート造地上三階、延床面積約一万八千七百平方メートル

(四) 主な施設

大道場、小道場、柔道場、剣道場、弓道場、相撲場、トレーニング室、事務室、会議室

(五) 開設日

平成十六年三月二十一日(予定)

二 指定管理者が行う業務

使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

施設及び設備の維持管理に関する業務

武道館の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務

その他教育委員会が必要と認める業務

三 指定管理者の指定の期間

開設日から平成二十一年三月三十一日まで(予定)

四 指定管理者の指定を受けようとするものに必要な資格

法人その他の団体であること。

五 申請の手続

(一) 申請書類

指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

(1) 指定の期間に係る年度ごとの武道館管理運営実施計画書及び武道館管理運営収支予算書

(2) 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類

(3) 申請の日の属する事業年度の前事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

(4) その他武道館の管理が適正かつ確実に行われるかどうかを判断するために教育委員会が必要と認める書類

(二) 提出場所

郵便番号〇一〇 八五八〇 秋田市山王三丁目一番一号

秋田県教育庁保健体育課(電話〇一八 八六〇 五二〇二)

(三) 提出期限

平成十六年一月二十三日(金)午後五時十五分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

六 指定管理者の候補の選定

- (一) 五(一)により提出された書類を審査し、次の基準に適合していると認められるものの中から指定管理者の候補を選定する。
- (1) 職員、収支その他の事項についての武道館の管理の実施に関する計画が当該管理の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- (2) (1)の計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

- (二) 選定は、平成十六年二月上旬に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

七 募集要項の交付

- 五(二)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する休日を除き、平成十五年十二月二十四日(水)から平成十六年一月二十三日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。

郵送で交付を求める場合は、二百円切手をはった返信用封筒を同封すること。

八 説明会

- (一) 日時

平成十六年一月六日(火) 午前十時

- (二) 場所

秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎五階五十四会議室

- (三) その他

説明会への参加を希望するものは、事前に九五に連絡すること。

九 その他

- (一) 指定管理者の候補の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (二) 指定管理者の候補に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (三) 武道館の管理の業務に要する経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。
- (四) 二に掲げる業務のほか、武道館の使用料の徴収事務を指定管理者に委託する予定である。
- (五) 問い合わせ先
秋田県教育庁保健体育課総務班(電話〇一八 八六〇 五二〇二)

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄